

「口語」の規範

—『口語法』『同別記』を中心に—

ヒョン・ジニ

1. はじめに

一八九四年の「国語と国家と」の末尾で、上田万年は「国語研究」を国家の事業とすべきであると主張した。こうして始まった「国語」の論議は、一八九七年「国語研究室」、一九〇二年「国語調査委員会」の設置により、学問的、制度的に整備されていく。そして「国語」を「国語」たらしめるものとして「標準語」の選定が切実に要求されるようになった。そこで上田万年は一八九五年『帝国文学』創刊号に、本格的な標準語論としては日本初の論である「標準語に就きて」を發表し、標準語とはいかなるものかを説いている。「標準語とは、英語の「スタンダード、ラングエーヂ」獨乙語の「ゲマインスプラーヘ」の事にして、もと一国内に話され居る言語中にて、殊に一地方一部の人々にのみ限り用ゐらるゝ、所謂方言なる者とは事かはり、全国内至る處、凡ての場所に通じて大抵の人々に理解せらるべき効力を有するものを云ふ」（上田[1895：14]）と述べたうえ、標準語が標準語としての地位を保つための要点として「第一には其實際話さるゝ上の注意、第二にはその文章上に用ゐらるゝ上の注意等なり。」としている。さらに第一に関しては「必ず實地に話され得べき者たらざるべからず、否必ず何處かに現在話され居る者たるを要す。」と強調しつつ、その實際話されている語は、イギリスの例をあげて「東京の中等以上の教育ある人々のことば」（上田[1895：17]）であることを付け加えている。

ここで上田が強調している「全国凡ての場所の人」、「實際話される」言語こそが「国語」に求められるポイントなのである。まず全国凡ての人に通じて、理解されるためには、それまでのような難しい漢文交じりの文体では不可能で、漢字を制限し、仮名遣いを表音式に変えることが要求される。そして「現在」話されることばというのも、全国各地で様々な形で話されることばでは、とう

てい無理な話しである。そこで一九〇二年官制施行された「国語調査委員会」は、日本で初めての方言の全国調査を行い（一九〇三年）、その調査報告として『口語法調査報告書』（一九〇六年一二月）をまとめたのである⁽¹⁾。そしてこの調査報告書に基づいて『口語法』（一九一六年（大正五））と『口語法別記』（一九一七（大正六））を著わし、日本で初めて国家機関により「口語」の規範が示された。

このようにして誕生した「口語」には、実際話される音声言語という前提と、「今現在」という共時的制限、方言を排除し規範化された社会規範的要素、そしてそれら全てを写したものである「書き言葉」が含まれている。この「口語」は「文語」に対する概念として「国語」の理念を支える担い手として誕生したのである。言い換えれば「国語」の理念は「音声」、つまり「口語」によって、理念から実践へ進むことができたのである。そしてこのようにして生れた「口語」は、今度は「音声」だけではなく、「国語」、「日本語」教育をとおして「話す」「聞く」「書く」「読む」すべての領域をカバーするものとなるのである。

本稿では、日本における最初の言語政策機関である「国語調査委員会」が、国家機関として初めて示した「口語」の規範を、同委員会による『口語法』と『同別記』を通してみたいと思う。

2. 『口語法』『同別記』成立の経緯

『口語法』『同別記』は一九一六年と一七年、「国語調査委員会」によって刊行された口語文法書である。ここで取り上げる『口語法』と『別記』は、同委員会の基本方針⁽²⁾に基づいて、話し言葉の規範を示す目的で、様々な形で話される語法の全国調査を行い、それをまとめたものである。『口語法』に至るまで国語調査委員会による口語に関する調査、報告書には次のようなものがある。

- ・『音韻口語法取調ニ関スル事項』（一九〇三年八月）
- ・『音韻調査報告書』『音韻分布図』（一九〇五年三月）
- ・『口語法調査報告書』（一九〇六年一二月）
- ・『口語法分布図』（一九〇七年二月）
- ・『口語法取調に関する事項』（一九〇八年三月）

- ・『口語体書簡文に関する調査報告』（一九一一年四月）
- ・『口語法』（一九一六年一二月）
- ・『口語法別記』（一九一七年四月）

次に『口語法』と『同別記』に関わる「国語調査委員会」の活動を『文部省年報』を通してみたい。「国語調査委員会」（以下委員会）は一九〇二年官制施行され、翌年には「漢字省減ニ関スル件、仮名遣改正ニ関スル件、音韻調査ニハ主トシテ羅馬字ヲ使用スベキ件、長音表記ニ関スル件、代名詞制定ニ関スル件、外国地名及人名ノ書キ方ニ関スル件、送り仮名法制定ニ関スル件」以下略一『第三十年報』などを決議し、漢字や表記の問題、そして語法の整備に着手している。

一九〇三年「次年度ニ於テ着手スヘキ口語文法並標準語選定ニ必要ナル資料募集ノ為音韻口語法取調ニ関スル事項ヲ印刷、之ヲ府県ニ配付シ其ノ報告ヲ要求セリ」『第三一年報』

一九〇四年「口語文法制定案、語法上ノ術語制定案等ノ諸案ノ外文部大臣ヨリ諮問ニ係ル国語仮名遣改定案、字音仮名遣ニ関スル事項及文法上許容スヘキ事項ノ発表理由書等」『第三二年報』

一九〇五年「国語仮名遣改定案及字音仮名遣ニ関スル事項ト口語文法制定案トノ二件ニシテ前者ハ年度内四月ヨリ十月ニ至ル間ニ於テ約十八回ノ委員会ヲ開キ委員提出ニ係ル関連諸案ト共ニ反復審議ヲ重ネタル結果各諮問案ニ多少ノ修正ヲ加ヘ文部大臣ニ答申、後者ハ十月下旬ヨリ年度末ニ至ル間ニ於テ十七回ノ委員会ヲ開キ助詞、副詞、接続詞、感動詞、接頭語、接尾語、代名詞、数詞等ニ関スルモノヲ決議スルニ至レリ」『第三三年報』

一九〇六年「前年度提案口語文法制定案ノ改案ニ係ル日本口語法単語編及送仮名法等ニシテ此等ノ諸案ニ関連シテ委員等ヨリ提出シタル議案若ハ参考案ハ句読法整理案、同分別書キ方案中ノ改正案、分別書キ方案整理案、動詞ノ活用、法、時等ニ関スル修正案、口語動詞活用図、名称制定ニ就キテ斟酌スヘキ条件等ナリ」、「日本口語法ハ九月ヨリ三月ニ至ル間ニ於テ十四回ノ委員会ヲ開キテ之ヲ審議シ単語編ノ第一及第二ノ全部ヲ議了シタル」『第三四年報』

一九〇七年「日本口語法単語編ノ第三ハ十六回ノ委員会ヲ開キテ之ヲ議了シ、其整理ヲ主査委員一人ニ附託スルコトト為セリ。」『第三五年報』

一九〇八年「口語法単語編第一乃至第三ハ前年度委員会決議ノ趣旨ニ基キ其整

理ヲ主査委員一人ニ附託シ、既ニ其第一ヲ脱稿スルニ至レリ。』『第三六年報』

これらを通して考えてみると、『口語法』と『同別記』は、一九〇三年同委員会により論議が始まると同時に、口語の全国調査に乗り出し、一九〇六年には議了、そして一九〇八年大槻文彦に附託され、同年脱稿される。しかし『口語法』の緒言には「大正二年六月」となっており、実際刊行されたのは一九一六年（大正五年）である。ちなみに「同委員会」は一九一三年（大正二年）官制廃止されるので、同委員会が廃止されてからの刊行になる。

『口語法』は「語法ノ骨子タル所ノミヲ挙ゲタル」ものであり、『同別記』は「口語ノ一タニ就キテ現在各地方ノ差違、及八九百年來ノ語体ノ変遷ヲ附記シタリ」ものである。つまり『口語法』には今現在行われている語法の規範を示す目的があり、『同別記』には『口語法調査報告書』に基づいた共時的根拠と歴史的書物による通時的根拠を示す目的がある。

ここで『口語法』の共時的資料として「現在話される」標本を示している『口語法調査報告書』について簡単に述べたいと思う。『口語法調査報告書』は「専ら標準語制定のため」一九〇三年、語法の全国調査を行った結果をまとめたものだが³⁾、全部で三八項目に及ぶ質問事項においては、同一の質問事項を設定してそれを全土、なるべく多くの地点で行うという方法で、このような調査には同一尺度で全体を見る視点、統合化・統一化の力が働く（安田[一九九九：一六七]）という点をまず指摘したい。そして調査方法においては、実地調査ではなかった点や、調査する側とされる側にまだ方言調査に対する十分な要領を得ていなかった点、そして各府県への質問事項の送附（一九〇三年九月）から、回答の回収（一九〇四年二～四月）までの期間が短かった点などによる不備が挙げられる。そのような不備が『口語法調査報告書』の序言に、次のように指摘されている。

- 一、調査区域ノ分画及ビ調査報告ノ整理ハ府県ニヨリテ精粗ノ別一ナラザルコト
- 二、各府県ノ旧藩領域図方言及ビ音韻ノ分布図ヲ添付セルモノ極テ少キコト
- 三、調査区域ノ地方的区分明ナラザルモノ多キコト
- 四、報告書中用語ノ意義明ナラザルモノアルコト
- 五、報告ニ不備ナル点ノ多キコト
- 六、報告中調査ノ正確ナラザルモノ多キコト
- 七、方言ノ行ハル、範囲場合等ヲ明示セザルモノ多キコト

八、方言ノ由来ヲ明示セザルモノ多キコト

上田万年もこの調査に対する問題点として「材料の募集者は各府県の小学校教員諸君であつたから極めて多数に亙つたのであるが、然しその多数の教員諸君に方言の概念、分布の性質等が分かつてゐたのでなく諮問した各条項について単に報告を得たに止まるのであるから、今日の観方からいへば、不完全の点多かつたことは争へない。」(上田[1934:1])と述べており、日本における初めての口語の全国調査であつただけに、さまざまな限界があつたことが伺える。

具体的な例を挙げると、質問事項のパタンとしては、「右ノ何レニ云フカ」「右の如ク用キテアルカ」「次ノ二様ノ何レニ云フカ」のような問い方で、語例の何れかに該当するものがない場合、地方で言われている例を出しているところもあれば、「云わず」「用いず」のように答えているところもある。例えば

第二條 四段活用ノ動詞ヲ未来ニ用キタル「かかむ」(將書),「おさむ」(將押),「たたむ」(將立),「いはむ」(將言),「すまむ」(將住),「とらむ」(將取), ナドヲ「かかう」,「おさう」,「たたう」,「いはう」,「すまう」,「とらう」ナドト云フカ。

という質問に対し、東京府西多摩郡は「四段活用ノ未来ハ「カクベエ」「オスベエ」「タツベエ」「イフベエ」「スムベエ」「トルベエ」ノ如ク Bee (ベエ) ヲ附シテ用キ教育アルモノ及中等以上ノ人ニアラザレバ「カコオ」ナドイハズ。」と答えている。一方青森県は「県下一般」として「云ハズ」、京都府の紀伊郡においては「云フ」とのみ答えている。あるいは愛知県田口地方では「書かず」「立たず」ナドイフ」などと答えるなど、様々な精粗あるいは質問に対する理解不足が目立つが、『同別記』には「文語の四段活用で、未来、推量の意味を云うにわ、「書かむ」指さむ」立たむ」言はむ」など云うを、今の口語でわ、「かこう」さそう」たとう」いおう」と云うこと、全国、大抵、その通りである。」(九九頁)などと整理されているのである。つまり『口語法調査報告書』は、日本初の語法の全国調査の結果ではあるが、方言調査書としては極めて不完全なものといえる。しかし『口語法』と『同別記』を編纂するにあたって、「全国残らず」あるいは「全国、大抵」同じ語法が話されている根拠とし

て提示されているのである。

3. 『口語法』『同別記』の規範化の過程

ここでは主に用言、つまり「動詞」と「形容詞」「助動詞」を中心にみたいと思う。語法の問題において、もっとも大きな部分を占めるのが「活用」であるためである。そして『口語法』の土台となっている『口語法調査報告書』も「語法」、つまり用言の活用が中心となっている。ちなみに語彙を中心とする第二次全国調査（九十項目）が一九〇八年行われるが、一九一三年（大正2年）国語調査委員会の官制廃止によって、一時中止され、その資料は一九二三年、関東大震災の際焼失した。

上述したように『口語法』は、『同別記』の『口語法調査報告書』に基づいた共時的根拠と、『古事記』、『日本書紀』、『万葉集』を始め、江戸時代の書物まで一六六冊の古典の引用書目が網羅された通時的根拠に基づいたものである。そしてそこには「一つに決めた」、「二つに定めた」、「用いぬがよい」などのような規範が提示されていくのである。

3.1 「一つに決めた」例

・動詞の音便「て、た」

『口語法』では、「書きた、書いた」「勝ちた、勝った」「死にた、死んだ」などとし、さらに「但し、「行きた」ばかりわ「行った」という」としている。これについて『同別記』では、「文語のハ行四段活用の動詞の「言ひ」買ひ」を、口語でわ、「言い」「買い」と云い、それに「て」「た」が附けば「言って、た」「買って、た」となるわ、静岡県、山梨県、長野県から東が、大抵そうであって、愛知県、岐阜県、新潟県でわ、「言うて、た」「買うて、た」をまぜて云い、それから西わ、九州まで大抵「言うて、た」「買うて、た」と云う。助詞の「たら」たり」にも同じように続く、初わ、両立させようと、案を立てたが、決議の末に「言って、た」「買って、た」とすることになった。但し、「請い」「問い」給い」わ、「請うて、た」「問うて、た」給うて、た」とする。（『別記』：六四、六五頁）

・形容詞の連用形「く」

これについて『別記』では、「よくなる」長くかゝる」嬉しく思う」新しく作る」よくて」嬉しくて」など、文語のまゝに「く」と発音するは、関東、奥羽、松前、静岡県、長野県と、越後の一部であって、尚、佐賀県の唐津、宮崎県の延岡、其外、諸所でも云い、そうして、沖縄県でも、「く」と云う、其外、愛知県、岐阜県、富山県、越後の一部から西は九州まで、すべて、「よくなる」長うかゝる」嬉しう思う」新しう作る」ようて」嬉しうて」であるが、愛知県、富山県、出雲、高知県に「く」をまぜて云う所がある、因て初わ、両立させるように案を立てたが、決議の末に、「く」とすることゝなった」『同別記』（一五七）と説明している。

当時関東と関西で、それぞれ勢力をもっていた「いった」と「いうた」、「よくなる」と「よくなる」は、このようにして「いった」、「よくなる」の方に定められていくのである。そしてこうして正統性を得た「いった」と「よくなる」は、話し言葉の領域を飛び越えて、書き言葉の領域の標準として拡大される。これこそ近代の文脈からみた「口語」が、単なる話し言葉ではなく、恣意的ではないにしても、つくられた言葉であることの証左である。

・動詞、形容詞の活用形

『口語法』では、「動詞わ動作、有様、存在をあらわすもので、一定の活用のある語である。」と定義し、動詞の種類を「五段動詞」「上二段動詞」「下二段動詞」「カ行変格動詞」「サ行変格動詞」としている。これを表に著わすと次のとおりである。

		第一活用形	第二活用形	第三活用形	第四活用形	第五活用形
五段活用	書	かか	かき	かく	かけ	かこう
上二段活用	報	むくい	むくい	むくいる	むくいれ	むくいよう
下二段活用	覚	おぼえ	おぼえ	おぼえる	おぼえれ	おぼえよう
サ行変格	為	せ	し	する	すれ	しよう
カ行変格	来	こ	き	くる	くれ	こよう

動詞の活用について『口語法別記』をみると、「動詞の活用わ、文語にわ、四段、上二段、上二段、下二段、下二段、カ行変格、サ行変格、ナ行変格、ラ行変格、の九種があるが、口語でわ、四段が、五段となり、上二段が、上二段と一つになり、下二段が、下二段となり、ナ行変格、ラ行変格が、五段となっ

て居るから、九種が減って、五種となった。」さらに「口語の五段活用わ、文語の四段活用と、大きな変わりわない、唯、文語の未来の形の「書か、む」「指さ、む」が、口語でわ、全国残らず、「書こう」「指そう」（すべて動詞の未来の形の変った事わ（一一八）の所で云う、）と云うようになったから、これを活用として加えて、五段活用としたのである。』『別記』（九〇）として「五段活用」にした理由を説明している。

動詞活用の特徴として挙げられるのは、文語の「二段活用」を認めず、「書かむ」を「音」に基づいて「書こう」にすることで「五段活用」にしたことである。そしてそれをさらに「か、き、く、け、こ」の順にならべているのである。当時他の文典は「法」を中心に動詞の活用を並べており、例えば大槻文彦の『広日本文典』は「行く、ゆけ、ゆか、ゆき、ゆけ」、金井の『日本俗語文典』は「立つ、たて、たた（う）、たち、たて」にしている。（しかし『口語法』の整理に加わった芳賀矢一の『中等教科明治文典』（一九〇四年）は、「四段活用」とした上「か、き、く、け、こ」に並べている。）

形容詞の活用は第一種活用と第二種活用にわけて、次のようにしている。

第一活用	文語	高く	高し	高き	高けれ
	口語	高く	高い	高い	高けれ
第二活用	文語	嬉しく	嬉し	嬉しき	嬉しけれ
	口語	嬉しく	嬉しい	嬉しい	嬉しけれ

形容詞の活用の特徴は、連体形の文語の「き」を認めないことである。これについて『同別記』では「「高し」高き」の「高い」となったのわ、「し」きの子音が黙って、母音ばかりとなったので、「嬉しき」の「嬉しい」となったのも、同じことである。又、「嬉し」の「嬉しい」となったのわ、連体形が終止形を兼ねるのであろう、口語がかように変わって居るのは、日本全国、すべて同じである。』『同別記』（一五一）と述べている。

このように動詞、形容詞共に、活用において「全国すべての「音」に従い、文語的要素が排除されたものといえる。そしてさらに覚えやすい形に並べかえる試みは、『口語法』が目指している方向を示しているように思われる。つまり社会規範的、啓蒙的役割が担わされていたのである。

3.2 「二つに定めた」例

・上一段，下一段活用動詞の命令形

上，下一段命令形について『口語法』では「用い（ろ，よ）」両方を認めている。これについて『同別記』には、「上一段，下一段活用の動詞の命令を，駿河，山梨県，長野県，越後の一部から東でわ，口語に「起きろ」落ちろ」着ろ」見ろ」受けろ」捨てろ」と云う。其外わ，遠江，愛知県，岐阜県，富山県，佐渡から，京都府，大阪府，和歌山県，香川県までわ，大抵，「起きよ」起きい」落ちよ」「落ちい」着よ」着い」見よ」見い」,,，などをまぜてつかい，（京都，大阪わ「起きい」落ちい」着い」,,，）それから西わ，九州まで，大抵わ「い」である。しかし上一段活用にな，「い」の着かぬものもあるから，今わ，「ろ」よ」の二つに定めた。」『同別記』（一三一）としている。

・サ行変格動詞の命令形

これは『口語法調査報告書』を見てもわかるように，全国で実に様々な形で話されている語法である。これを『口語法』で「しろ」と「せよ」にした理由について『同別記』では「文語のサ行変格活用の命令の「為よ」を，口語に「しろ」と云うわ，静岡県，山梨県，長野県，越後から東，一圓で，尚，三河，三重県，富山県，佐賀県，熊本県，宮崎県にも，そう云う所がある，又富山県，石川県，福井県，滋賀県，三重県から西わ，九州まで，大抵「せい」と云い，長野県，遠江，愛知県，岐阜県にわ「しよ」又わ「せよ」と云う所があり，そうして，此「せい」しよ」せよ」をまぜてつかって居るところがあり，其中の一つをつかって居る所がある，（京都，大阪わ「せえ」である）今は「しろ」せよ」の二つに決めた」（一三七）と述べている。

そしてさらに「命令に「起きよ」受けよ」来よ」など，「よ」と云うわ，文語の形そのままにつかって居るもので，「い」と云うわ，「よ」の音の変わったものであろう，「ろ」と云うのわ，東国の一つの言葉づかいである，（九州の肥前，筑後，熊本県でも，「ろ」と云うわ，東国の武家の移ってから，伝えたものであろう，）此「ろ」わ，今，廣く東国に行われて居るが，少し下品に聞こえる言葉であって—略—『同別記』（一四〇頁）と説明しているのである。

つまり二つになったのは，文語の形の維持と，「東国」の言葉であるのがその理由で，とくに下品であっても，「東国」にもっとも勢力をもっている「ろ」を認めたことに注目したい。そしてこの形は橋本進吉の『新文典』（一九三一

年（昭和六年）にも受け継がれ、「起きろ」と「起きよ」両方を認め、そのまま広まった。

・形容詞の「よい・いい」

形容詞「よい・いい」について、『同別記』には「「好い」の終止形、連体形を「えい」とも云うのわ、全国殆ど混用である、（京都わ「よい」えゝ）大阪わ「えい」えゝ）」「いゝ」は、東京府、埼玉県、千葉県、茨城県、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県で云い、一略一大抵「よい」えい」を混用している」（一五二）と説明されている。これが『口語法』では、「「よい」わ「いい」とも云う」となったのである。

- ・否定の「ぬ、ない、まい」
- ・その手紙わまだ読まぬ。
- ・呼んでも出て来ない。
- ・とても間に合うまい。『口語法』（一七八）

これについて『同別記』には、「打消の「ず」ぬ」ね」ない」なく」なけれ」わ、静岡県、山梨県、長野県、越後を境として、それから東わ「なく」ない」なけれ」で、「ず」ぬ」ね」をませ、それから西わ、九州まで専ら「ず」ぬ」ね」を用いる。けれども、岐阜県の安八郡、養老郡、岡山県の英田郡、広島県の沼隈郡、比婆郡、島根県の大原郡、簸川郡、宮崎県の宮崎郡に「なく」ない」なけれ」を用いる所がある。因て、二つながら、通用させる事とした。」としたうえ、さらに

- ・「ある」と云う動詞にわ、「あらぬ」とも「あらず」とも用いず、「無い」と言い替える（二四〇頁）。
- ・「何もしずに居る」書けもしず読めもしない」などゝ云うものもあるが、用いぬがよい（二四一頁）。
- ・西国では「為ねばならぬ」を「せんばならん」などゝも云うが用いぬがよい（二四三頁）。など細かいところまで規範を示している。

これら二つに決められたものは、「せよ、起きよ」などで見られるような、文語的要素が残された場合と、地方の語法のうち広く用いられている語法が、ある程度斟酌されたものといえる。

3.3 その他

この他に、上の「ぬ、ない、まい」のところでも少し挙げたように、「用いぬがよい」としている例がある。これは主に音訛、活用や接続などで見られる。たとえば打消の「まい」について『口語法』には、「出来上がるまい、こりまい、寝まい、こ来まい、心配しまい」を挙げ、『同別記』では、「カ行変格活用の「こまい」を「くまい」又わ「くるまい」きまい」などゝも云い、サ行変格活用の「しまい」を「すまい」又わ「するまい」せまい」しょまい」などゝも云って、全国、各地の混用わ、実に甚しく、区別することが出来ぬ、すべて用いぬがよい。」(『別記』二五四頁)としている。

または「行った」について、「「行きて」行きた」に限って「行って」行った」となったわ、不思議である、是れは、室町時代からのようで、同時に「いて」いた」とつゞめたものをまぜて、後には、「いて」いた」とばかりになった、(今でも畿内、西国では、そうであるが、東国では、「って」った」である、)是れは「困りて」を「困て」と云い、「以ちて」を「以て」と云うと同じであろう、けれども「いて」いた」わ用いぬがよい。」(『別記』八八頁)などである。

これらの例を通して考えてみると、なにを以て「口語」の規範として定めるかという際、その中心には「東京の言葉」の姿が、すでに存在していたといえる。

4. おわりに

国の言語政策機関による初めての「口語」の規範はこのようにして定められた。以上を整理してみると、「両案を立てたが、決議の末、一つに決めた」ものとしては「買ってくる・買うてくる」、「よくなる・ようなる」などがある。一つに決められた語法は、言うまでもなく関東の語法である。そして「二つに決めた」ものとして挙げられた「せよ・しろ」、「起きよ・起きろ」、「飽く・飽きる」、「蹴る(五段活用)・蹴る(下一段活用)」など、その「二つに決めた」根拠は、「せよ、起きよ」のように、文語の形と関東の語法が認められた場合と、「飽く、蹴る(下一段活用)」のように、関東の語法に関西の語法が斟酌された場合である。『口語法』の例言には、「今日東京ニ於テ専ラ教育アル人々ノ

間ニ行ハルル口語ヲ標準トシテ案定シ、其ノ他ノ地方ニ於ケル口語ノ法則トイヘドモ廣ク用キラルモノハ、或程度マデ之ヲ斟酌シタリ。」と示しているのである。しかし『口語法』において二つに決められた語法も、その後徐々に「しろ、起きろ、飽きる、蹴り」に定着し、今日は慣用句など特別な場合を除けば、関東の語法のみが残されているといえる。

ここで「国語」の理念の実践として示された『口語法』の規範が、その後、実際どのように普及、変化していくのかを考えなければならない。その一つの手がかりになるのが、『国語読本』であろう。この点に関しては、今後稿を改めて『口語法』と国定教科書の『国語読本』との関係を調べてみたいと思う⁽⁴⁾。

以上、見てきたように『口語法』は、記述文法というよりは規範文法の性格が強いといえる。とくに『別記』には、この他にも「許されぬ」「よろしくない」など、社会全体を啓蒙の対象にしているような表現を頻繁に用いており、文法書の性格より「国民教育」啓蒙書のような構成である。しかも「全国残らず」というような記述は、共同体の構成員としての帰属感、つまり同じことばを話すことがまたらす日本の「国民」という意識をもたせているようにも思われる。

『口語法』は、このように共時的調査に基づいた結論であることを強調しながら、かつ歴史的（伝統的、通時的）な正統性をもっていることを強調している。そしてこれこそが「全国内至る處、凡ての場所に通じて大抵の人々に理解せらるべき効力を有するもの」という「国語」理念の実践に他ならない。

そして「口語」文法の記述的な面においても、明治三〇年代、個人によって「口語」文法の活用形や活用の範囲についてさまざまな文法説が立てられたが、最後に『口語法』に至って、ある範囲のものを規範として認め、示すことになった。（古田[一九八二：六八九]）

参考文献

- 上田万年[1895]「標準語に就きて」『帝国文学』第一巻一号
 上田万年[1934]「明治三十八年九年国語調査委員会の方言調査について」『方言』第四巻 十一号
 大槻文彦[1897]『広日本文典』東京築地活版製造所
 大槻文彦[1897]『広日本文典別記』国光社印刷部

- 金井保三[1901]『広日本俗語文典』寶永館書店
 国語調査委員会[1906]『口語法調査報告書』
 国語調査委員会[1908]『口語法取調に関する事項』
 国語調査委員会[1916]『口語法』
 国語調査委員会[1917]『口語法別記』
 時枝誠記[1942]「朝鮮における国語政策及び国語教育の将来」『日本語』第二
 卷八
 古田東朔[1982]「現代の文法」『講座国語史4』大修館書店
 芳賀矢一[1904]『中等教科明治文典』『芳賀矢一選集』第四卷
 芳賀矢一[1913]『口語文典大要』『芳賀矢一選集』第四卷
 橋本進吉[1931]『新文典』富山房
 橋本進吉[1933]「国語法要説」『国語科学講座六』明治書院
 保科孝一[1911]『日本口語法』同文館
 保科孝一[1934b]『新体国語学史』賢文館
 松下大三郎[1901]『日本俗語文典』徳田政信解説 勉誠社
 文部省[1947]『中等文法 口語』
 文部省 『大日本帝国文部省年報』
 文部省[1949]『国語調査沿革資料』
 安田敏朗[1997]『帝国日本の言語編制』世織書房
 安田敏朗[1999]『「言語」の構築』三元社

-
- (1) 全国の官庁や学校、師範学校を通して行われたこの調査は、全国に「口語」という語の普及の契機となった。(一九〇一年(明治三四)に出された「中学校教授要目」のなかで「口語」という語が用いられたことも、「口語」の普及の契機といえる。)
- (2) 一、文字ハ音韻文字(フォノグラム)ヲ採用スルコト、シ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
 二、文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ、是ニ関スル調査ヲ為スコト
 三、国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
 四、方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト
- (3) 厳密に言えば、この調査は「標準語選定のため」に行われたのだが、方法としては調査から得られた結果によって標準語を定めるのではなく、「教育のある東京人のことば」を基準として定めた上で、それに人為的洗練を加えるための調査であった。

- (4) 『口語法』が出版されたのは一九一六年であるが、上述したように、方言調査や『口語法』に関する論議は、一九〇三年はじまり、一九〇六年議了、そして大槻文彦に附託され、脱稿されたのは一九〇八年である。そして『口語法』緒言に「本書ハ主査委員文学博士大槻文彦立案起草シ起草委員会及ヒ本委員会ノ審議ヲ経、更ニ委員文学博士上田万年、同文学博士芳賀矢一、同文学博士藤岡勝二、同大矢透、補助委員保科孝一を特別委員トシテ之ヲ整理セシメタルモノナリ。」となっており、第二期国定教科書は、芳賀矢一、乙竹岩造、三土忠造を中心として、一九〇八年（明治四一）十月から編纂に着手し、翌一九〇九年（明治四二）十一月に終了している点から、『口語法』の規範が第二期国定教科書に反映されたことは、容易に考えられる。